

国有林改正法の状況について

令和2年1月

林野庁

国有林改正法の可決成立以降の進捗及び今後の予定について

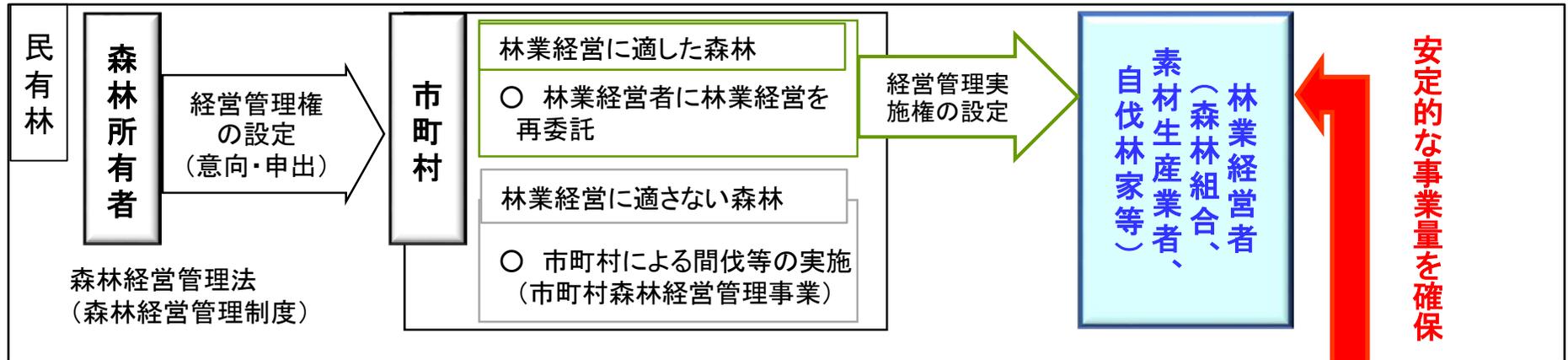
- 令和元年6月5日 国有林の一定の区域において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権制度の創設等を内容とする「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が可決成立
- 令和元年11月 政令公布
- 令和元年12月 省令公布
- 令和2年1月～3月 同法の施行に必要なガイドライン(運用の手引き)、通知等の整備
(パブリックコメントの実施を含む)
- 令和2年4月1日 同法及び政省令施行
- 令和2～4年度 資源や需要の状況を見極めつつ、全国で10ヶ所程度の区域をパイロット的に順次指定(区域面積200～300ha程度、権利期間10年程度を基本)
併せて、木材需要拡大の進展状況、これを背景とした当制度の運用への意見、新規需要開拓に取り組む事業者の動向等を把握(マーケットサウンディングなど)
- 令和6年度頃
(施行後5年目途) パイロット的な事業の実施状況や地方自治体の評価等を検証するとともに、木材需要の動向や把握した意見等も踏まえ、その後の効果的な運用のあり方を検討

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の概要

令和元年6月12日公布
令和2年4月1日施行

(令和元年法律第31号)

- 森林経営管理制度の要となる林業経営体を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林を補完する形で、国有林から長期・安定的にこうした林業経営体が樹木を採取できるよう措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権を創設。



① 現行の仕組み(引き続き実施)

・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)

② 追加する仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)

・国有林の一定の区域において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の林業経営体が対応可能な数百ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

+

①を基本とし、②を追加

国有林